

平成23年度町内会等地区課題（要望）回答書

【町内会等名：新生町2丁目町会】

1. 新生団地集会所の使用基準と優先順位を明確にしてほしい。

《回答》（担当：建築住宅グループ）

新生集会所については、市営住宅新生団地の入居者相互の親睦及び入居者全員の福祉の増進を図ることを目的として設置された共同施設です。この設置の目的や公営住宅法により、入居者は集会所について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならないことから、管理運営については、団地自治会に指定管理者を行わせているところです。

集会所の利用に関する料金の設定や優先順位などについては、条例及び規則の範囲内において指定管理者が判断することになりますので、前述のとおり入居者の共同施設であることを前提として、新生町2丁目町会への利用について最大限配慮するよう指定管理者に申し入れを行いました。

2. 老人クラブや福祉関連の行事での利用について料金を見直してほしい。

《回答》（担当：建築住宅グループ）

老人クラブの利用料金については、指定管理者から1年の合計金額が昨年度並みの低額料金になるよう検討し、老人クラブの会長と協議したいとの回答を得ています。

また、その他福祉関連の行事等についても、管理運営に必要な経費と見比べて、低額料金の設定に努めるよう指定管理者に申し入れを行いました。

3. 新生団地集会所に設置している当町会の保管施設の移設などに掛かる費用について助成をしてほしい。

《回答》（担当：建築住宅グループ）

新生町2丁目町会の保管庫については、当該団地敷地内に無届で設置され、敷地の目的外使用のため、これまで撤去するよう指導を行ってきていますので、移設等の助成はできません。移設等について、双方で協議したいと思います。

4. 町内会が活動できる拠点の費用に関する助成をお願いしたい。

《回答》（担当：市民サービスグループ）

現状の町内会への助成に加え、活動拠点の費用を助成することは難しいと考えています。

5. 新生町2丁目町内会が自由に活動できる拠点として集会施設の設置をお願いします。

《回答》（担当：人事・行政管理グループ）

公共施設の整備方針において、小規模集会施設（老人憩の家など）の利用範囲は、半径500メートル程度の町内会と定めています。

貴町会については、半径500メートル内に小規模集会施設（老人憩の家など）が存在しており、制度上はそちらの施設を利用させていただくこととなります。

以上のことから、現時点では新たな集会施設の設置は困難と考えていますので、ご理解をお願いします。